

3 災害時対応施設のその他事項の検討

(1) 環境配慮計画

ア 建築計画上の配慮

- a ハイサイドライト（高窓）を設置して自然採光を多く取入れ、照明負荷低減を検討します。なお、自衛隊ヘリコプターの離着陸を想定し、日光の反射等を検討。運行に支障が生じないようにトップライト（天窗）は設けない計画とします。
- b 高断熱の外壁・屋根仕様とし、ガラスは複層ガラスとすることで、建物熱損失が少なく、暖房や冷房のエネルギー消費量が少ない建物とします。
- c 仕上材料に各種のエコマテリアル、リサイクル材を採用します。
- d 航空法に基づく防災対応離着陸場（ヘリポート）の安定的な運用のため、隣地から40m以上の離隔距離を確保します。
- e ヘリポートのダウンウォッシュを考慮した配置計画とします。
- f ヘリポートを季節を問わず安心安定的に運用できるように着陸面をコンクリート仕上げとします。

イ 設備計画上の配慮

(7) 省エネ機器によるエコロジー

- a メインの食器洗浄機ラインでは、仕上げ洗いで使用した水は、ラインポンプによって食器浸漬装置に送り活用します。
- b 器具洗浄室に設置する容器洗浄機は節水ユニットを装備し、仕上水使用量を通常より30パーセント削減します。
- c 冷蔵庫、冷凍庫はインバーター搭載機器を選定し消費電力を抑えます。
- d 食油のろ過は冷却沈殿ろ過装置により、油の寿命を長持ちさせます。

(イ) 先端技術の採用

- a 中央監視による空調換気システムにより過剰な運転を防止します。
- b LED照明を採用します。
- c 廊下、階段、トイレの照明は人感センサーを設置するほか照明点滅方式の細分化を行います。
- d 運用後、省エネに対する改善取組みを容易にできるよう環境データの見える化を行います。

(ウ) 空調負荷の軽減によるエコロジー

- a 回転釜は極力低輻射仕様を検討、機器からの輻射熱が少ない機器を選定し、空調負荷を軽減します。

- b 揚げ物機には水フィルターと多孔フィルターを組み合わせた油煙除去装置を装備させ、室内環境、空調負荷に留意します。

(I) 電力バランスを考慮した厨房の実現によるエコロジー

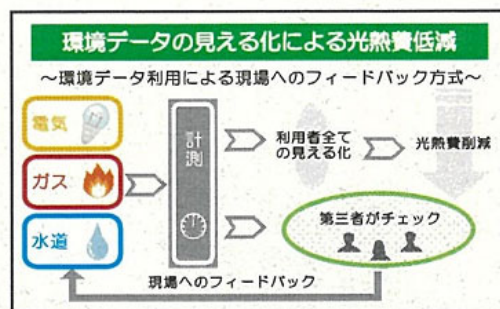
- a 厨房機器の熱源を、炊飯システム（ガス）・回転釜（蒸気・ガス・電気）・揚げ物機（電気）・焼き物・蒸し物機（ガス+蒸気）とバランスよくベストミックスさせることで、使用電力エネルギーの低減を図ります。
- b 洗浄終了後の消毒保管においては、リレー運転・もしくはタイマー運転制御とすることで、同時稼動を回避し一度に消費する電力を分散します。

(ロ) 省スペース・省人力によるエコロジー

- a 炊飯システムを半自動連続炊飯方式で選定することで、省スペース化、省人力化を図ります。
- b 焼き物・蒸し物機の調理機器を連続コンベア式で選定する事で、省スペース化、省人力化を図ります。
- c 残滓処理作業では、厨芥処理システムを導入することで作業負担軽減、省人力化を図ります。

(カ) 見える化システムより、省エネの運用

- a 中央監視による空調換気システムにより過剰な運転を防止します。
- b 職員の省エネに対する意識を啓蒙します。



(2) ユニバーサルデザイン計画

誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基本に、身障者用駐車スペースをわかりやすい位置に設け、玄関には屋根付きのスロープを設置します。各階床は段差のない構造で、主要な諸室の扉は引き戸とします。2階へのアクセスは車いすの回転が可能な大きさのエレベーターを設置します。車いす利用者が利用できる多目的トイレを、1階エレベーター脇のわかりやすい位置に配置します。

(3) 関連法の整理

ア 建設地整備関連

(7) 敷地に関する事項

地名地番	: 北広島市大曲 2 番地 1 外
地目	: 宅地外
都市計画区域の内外	: 都市計画区域内 (市街化調整区域)
用途地域	: 指定なし
防火地域	: 指定なし
その他の区域、地域、地区	: 宅地造成工事規制区域、景観計画区域
道路名・幅員	: 国道 36 号、市道大曲団地 4 号線

a 都市計画法

市街化調整区域	: 開発行為許可協議が必要
---------	---------------

b 建築基準法

(a) 一般規定

主要用途	: 工場 (共同調理場)
敷地と道路	: 6 m 以上の接道
容積率	: 200%
建ぺい率	: 60%
高さ制限	: なし
日影規制	: 規制区域外
換気	: 居室 1/20 以上
天井高	: 居室 2.1m 以上

(b) 構造規定

構造適判	: ルート 3 計算、 構造適合性判定必要
------	--------------------------

(c) 防火規定

耐火種別	: 準耐火建築物 (自主)
面積区画	: 1,500 m ² 以内ごと
縦穴区画	: 2 階建は対象外
内装制限	: 居室: 難燃材料以上、廊下・階段: 準不燃材料以上

- (d) 避難規定
 - 階段の寸法
 - 階段幅員 : 120cm 以上
 - 蹴上げ : 20cm 以下
 - 踏面 : 24cm 以上
 - 階段までの歩行距離 : 50m 以下
 - 2以上の直通階段 : 2階の居室面積が400㎡以上で必要
 - 廊下の幅 : 中廊下1.6m以上、片廊下1.2m以上
 - 排煙設備 : 開口1/50未満の無窓居室又は200㎡を超える居室で必要
 - 非常用照明 : 居室、廊下、階段、その他通路に必要
- c 消防法
 - (a) 防火対象物 : 工場 (十二) 項 イ
 - (b) 消火設備 : 消火器、屋内消火栓設備
 - (c) 警報設備 : 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備
 - (d) 避難設備 : 誘導灯
- d 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
 - (a) 対象用途 : 令第四条 十八 工場 ～ 特定建築物に該当
- e 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
 - (a) 建築物種別 : 第一種特定建築物（2,000㎡以上）に該当
(令和2年4月より300㎡以上となる)
省エネ適合性判定必要
- f 北海道景観条例
 - (a) 届出対象 : 床面積2,000㎡以上で対象
- g 北海道福祉のまちづくり条例
 - (a) 公共的施設 : 別表第1（18）工場に該当
- h その他の法令等
 - (a) 学校給食法及び学校給食衛生管理基準 : 対象
 - (b) 食品衛生法 : 対象
 - (c) 水質汚濁防止法 : 対象
 - (d) 水道法及び北広島市水道事業給水条例 : 対象
 - (e) 下水道法及び北広島市下水道条例 : 対象

(イ) 維持費、更新費

建物耐用年数を60年とし、建設後60年目に長寿命化改修を行うことでさら耐用年数を延ばすことを想定します。建設後の維持費、更新費は以下のとおりとします。

経過年数		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60
工種	項目	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	修繕費 更新費	長寿命化 改修
建築	防水			15		30		15		30		15		2,000
	外装					60				60				
	内装					100				100				
	その他					30				30				
電気	キュービクル						98					98		
	自家発電機							82						
	盤類						54					54		
	照明器具					41				41				
	弱電機器					32				32				
	配線							21						
機械	熱源機器					47				47				
	外調機					125				125				
	エアコン				54			54			54			
	衛生器具					34				34				
	受水槽							59						
	ポンプ類				14			14			14			
	配管（蒸気）		35	35		35				35		35		
	配管（その他）								91					
除害施設	保守費で対応													
厨房	機器	7	10	15	100	411	240	100	15	406	104	241	11	
外構	舗装							45						
	フェンス					10				10				
計		7	45	65	168	955	392	481	15	950	172	443	11	2,000
合計														5,704